

財務諸表の分析

○普通会計財務諸表の分析（解説つき）

（１）社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）で既に負担されたものと、今後の世代によって将来返済しなければならないものとの割合がわかります。

- ・社会資本形成の過去及び現世代負担比率（％）＝純資産合計÷公共資産合計×１００
- ・社会資本形成の将来世代負担比率（％）＝地方債残高÷公共資産合計×１００

【社会資本形成の世代間負担比率】

（単位：千円）

項 目	平成23年度
公共資産合計	81,305,994
純資産合計	64,352,567
地方債残高	22,562,467
社会資本形成の過去及び現世代負担比率	79.1%
社会資本形成の将来世代負担比率	27.8%

※説明

○社会資本形成の過去及び現世代負担比率の平均値（※）は５０％～９０％の間

すでに市で受け入れた公共資産を整備するための国県補助金や地方税などの一般財源で構成されるものが純資産という。藤岡市はこの純資産を用いて公共資産整備を行ってきた割合が高いと言える。

○社会資本形成の将来世代負担比率の平均値は１５％～４０％の間

藤岡市は２７．８％なので、地方債に依存した公共資産整備ではないと言える。

※補足説明

この分析は、公共資産、純資産及び地方債残高のそれぞれ全額を対象としているが、公共資産と純資産合計には資産評価差額が含まれていることに留意が必要である。このため現役世代の負担比率には、資産評価差額の影響が含まれ、資産評価がプラスの場合には、現役世代の負担比率がその分大きく算定されることになる。資産取得後の物価変動を考慮しないこととし、ある特定の資産の形成に関する「負担」に着目して、現役と将来世代の負担割合をみる場合には、資産評価差額の影響を除く必要がある。

また、地方債残高には資産形成を伴わない退職手当債や臨時財政対策債（一部に資本的支出に当たるものもある）などが含まれるため、公共資産に対する地方債残高の比率をそのまま算定すると将来世代の負担にそうした資産形成を伴わない地方債残高が考慮された数値となる。特定の施設に関して現役と将来世代の負担割合をみる場合には、当該資産の形成に寄与していない地方債の影響を除去することも考えられるが、地方公共団体で見ると、資産形成を伴わない起債は団体の運営上不可欠なものであり、その中で資産が形成されてきたことを踏まえて地方債残高の中に含めている。

※各分析の平均値は、「新公会計制度の徹底解説（監査法人トーマツ著）」を参考にしています。

(2) 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。また、歳入総額に対する純資産の比率を計算することにより、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

- ・ 歳入総額対資産比率＝資産合計÷歳入総額
- ・ 歳入総額対純資産比率＝純資産合計÷歳入総額

【 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
資産合計	92,041,374
純資産合計	64,352,567
歳入総額 (前年度からの繰越金644,901千円を含む)	26,982,339
歳入総額対資産比率	3.4年
歳入総額対純資産比率	2.4年

※説明

○歳入総額対資産比率の平均値は3.0年～7.0年の間

藤岡市は3.4年なので、少し低めの水準であると言える。

来年度以降、歳入総額が減少しつつ歳入総額対資産比率が増加している傾向が見られるときは注意が必要である。

※補足説明

資産を公共資産と捉えれば、この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられ、維持管理経費が発生する可能性が高いものである。港湾や河川事業などの需要が高い地方公共団体はこの指標が高く算定される傾向があり、**福祉サービスや子育て支援事業など、暮らしや福祉関係の経常的な行政サービスを重視してきた地方公共団体は低めに数値が算定されることが想定される**。この指標は財政規模に対する保有資産の規模を示すものであり、将来の維持管理経費、更新経費の歳出可能性を示す可能性はある。一方、形成された資産をどのような財源により形成したかは考慮されない指標であり、補助金事業としての充当率が高いスキームで実施したのか、地方債でかなりの部分をまかなったのか、起債したとしても過疎・辺地債のように交付税措置が大きいものを活用したのかは考慮されないため、事業費にかかる後年度負担の多寡を示すものではない。この指標では、資産形成を重視してきたのか、経常行政サービスを重視してきたのか、施策の重点の置き方を示す指標であると言える。公共資産の行政目的割合や公共資産の行政目的別経年比較については、形成してきた公共資産のうち、どの分野に重点的に資産形成を行ってきたのかを示すものであり、これらは施策判断の結果を示している指標と言える。

(3) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産取得後、平均してどの程度老朽化が進んでいるかを把握することができます。

$$\cdot \text{資産老朽化比率 (\%)} = \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

【 資産老朽化比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
減価償却累計額	49,297,976
有形固定資産合計	81,398,978
うち土地合計	42,140,855
資産老朽化比率	55.7%

※説明

○資産老朽化比率の平均値は35%～50%の間

藤岡市は55.7%なので、資産の老朽化が進んでいると言える。

※補足説明

資産の新規取得がなければ、年々この老朽化比率は上昇していくが、資産の新規取得金額が当該年度の減価償却費を上回れば資産老朽化比率は減少する。減価償却期間は、個々の施設の実際の耐用年数を正確に表しているものではないが、目安にはなるため、公共資産の老朽度を時系列的に見ていく際には一定の情報を与える分析であると言える。比較的規模の大きな地方公共団体において様々な分野の多数の公共施設を今後どのように計画的に更新していくかを考える際には、公共資産の建替えサイクルを考えた財政需要を算出するために有益な指標となりうると考えられる。

一方、個々の施設の統廃合や更新を考える際には、個々の施設に着目して最終的に建替え等を判断する必要がある。この指標によって更新の優先順位を決めようとする(老朽化の進んだものから順次更新する)ことは、現在の行政サービスを同じ場所で引き続き提供することが前提になっており、施設の統廃合を含めて最適な行政サービスの提供の体制を検討する場合には、老朽化率だけでは判断できないこととなる。

(4) 藤岡市民一人当たりの貸借対照表

貸借対照表を人口で除して藤岡市民一人当たりの金額を算出することにより、他の自治体との比較に活用できます。

平成23年度の藤岡市民一人当たりの貸借対照表は、次のとおりです。藤岡市民一人当たりの公共資産は1,186,297円であり、将来の資金流入をもたらす投資等及び流動資産を含めると「資産」合計は1,341,398円となっています。一方、将来負担を表す藤岡市民一人当たりの「負債」は403,533円で、「資産」と「負債」の差額である藤岡市民一人当たりの「純資産」は937,865円となっています。

【 藤岡市民一人当たり貸借対照表 】

(基準日：平成24年3月31日)

(単位：円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
公共資産 計	1,186,297	固定負債 計	355,022
2 投資等		2 流動負債	
投資等 計	83,788	流動負債 計	48,511
		負債合計	403,533
3 流動資産		【純資産の部】	
流動資産 計	71,313	純資産合計	937,865
資産合計	1,341,398	負債・純資産合計	1,341,398

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人（平成24年3月31日現在）

※説明

○住民一人当たりの資産額の平均値は100万円～300万円の間
藤岡市は約134万円なので、平均値だがやや低いと言える。

○住民一人当たりの負債額の平均値は30万円～100万円の間
藤岡市は約40万円なので、住民への負担は少ないと言える。

(5) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかかっているか、あるいは各行政分野においてハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分がなされているかを分析することができます。

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率 (\%)} = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

【 行政コスト対公共資産比率 】

(単位：百万円)

	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	総務	その他	計
経常行政コスト計	2,129	2,750	8,023	2,645	1,182	2,546	1,663	20,938
公共資産計	44,166	21,563	1,939	1,672	5,881	5,162	923	81,306
行政コスト対公共 資産比率	4.8%	12.8%	413.8%	158.2%	20.1%	49.3%	180.1%	25.8%

藤岡市が保有する公共資産に対して、「経常行政コスト」全体で**25.8%**のコストをかけていることとなります。

行政目的別で見ると、「福祉」が413.8%で最も高い数値ですが、これは、福祉部門で所有する公共資産が少ないわりに、社会保障給付等の移転支的コストがかかっていることによるものです。次いで、「環境衛生」の158.2%、「総務」の49.3%となっています。

※説明

○行政コスト対公共資産比率の平均値は10%～30%の間

藤岡市は25.8%なので、やや高いと言える。これは公共資産が他団体と比べ少ないことが原因となっている。

※補足説明

この指標については、いかなるコストを対象とするかで比率に大きな違いが生じてくる。例えば減価償却費を除いた経常行政コストを行政目的別で捉えた場合には、福祉分野の比率が高いものになることが想定されるが、これは福祉分野の行政サービスが子ども手当の支給や高齢者、障害者への援護措置、生活保護などの給付サービスが中心であり、資産を活用した行政サービスばかりではないことが要因である。この指標でも、比較したい分野や比較したい施設ごとのコストを抽出し、必要な情報を得ていくことが求められる。

(6) 受益者負担比率

行政コスト計算書における「経常収益」は、サービスの受益者が直接的に負担する使用料などの金額であるため、「経常収益」の「経常行政コスト」に対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。

$$\cdot \text{受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

【 受益者負担比率 】

(単位：千円)

経常収益	経常行政コスト	受益者負担比率
766,375	20,938,185	3.7%

※説明

○受益者負担比率の平均値は2%～8%の間

藤岡市は3.7%なので、相当の部分が受益者負担以外の税金などで賄われていると言える。
他団体に比べて著しく低い場合などは注意が必要である。

※補足説明

公営企業会計では、他会計からの補助金収入はあるものの、料金収入により収支を償っていくことが基本であるため、受益者負担比率は重要な指標であるが、一般会計においても施設使用料、証明書発行手数料、保育料、公営住宅の家賃収入などは同様の検討が可能な分野と言える。

(7) 藤岡市民一人当たりの行政コスト

行政コスト計算書を人口で除して、藤岡市民一人当たりの行政コストや収益を算出することで、他の自治体との比較や1年間の行政サービスに要したコストを把握することができます。

その性質別の金額は次のとおりです。

【 藤岡市民一人当たりの行政コスト 】

〔 自平成23年4月 1日
至平成24年3月31日 〕

(単位：円)

【 経常行政コスト 】		総 額	(構成比率)
1	人にかかるコスト計	61,071	20.0%
2	物にかかるコスト計	82,549	27.1%
3	移転支出的なコスト計	153,966	50.5%
4	その他のコスト計	7,564	2.5%
経常行政コスト 合計 a		305,150	
【 経常収益 】		総 額	(構成比率)
経常収益 合計 b		11,169	
b / a		3.7%	
(差引) 純経常行政コスト a - b		293,981	

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人 (平成24年3月31日現在)

平成23年度藤岡市民一人当たりの経常行政コストの合計額は305,150円で、社会保障給付や特別会計(国保・介護など)への繰出金など「移転支出的なコスト」が153,966円と最も多く、次いで物件費や減価償却費など「物にかかるコスト」が82,549円となっています。また、「経常行政コスト」から「経常収益」を差し引いた藤岡市民一人当たりの「純経常行政コスト」は293,981円かかっています。

※説明

○住民一人当たりの純経常行政コストの平均値は20万円～50万円の間
藤岡市は約29万円なので、やや低いと言える。

○地方公共団体財務諸表の分析（解説つき）

※説明の中に平均値〇%～〇%とあるが、これは普通会計決算における平均値であり、連結決算の平均値はまだ示されていない。したがって、平均値外となる数値もあるが、参考値として扱うこと。

（１）社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）で既に負担されたものと、今後の世代によって将来返済しなければならないものとの割合がわかります。

- ・社会資本形成の過去及び現世代負担比率（%）＝純資産合計÷公共資産合計×100
- ・社会資本形成の将来世代負担比率（%）＝地方債残高÷公共資産合計×100

【社会資本形成の世代間負担比率】

（単位：千円）

項 目	平成23年度
公共資産合計	105,438,311
純資産合計	76,951,302
地方債残高	36,021,499
社会資本形成の過去及び現世代負担比率	73.0%
社会資本形成の将来世代負担比率	34.2%

※説明

○社会資本形成の過去及び現世代負担比率の平均値は50%～90%の間

すでに市で受け入れた公共資産を整備するための国県補助金や地方税などの一般財源で構成されるものが純資産という。藤岡市はこの純資産を用いて公共資産整備を行ってきた割合が高いと解される。

○社会資本形成の将来世代負担比率の平均値は15%～40%の間

藤岡市は34.2%とやや高いため、過度な借金に依存した行政運営を行わないよう留意することが必要と解される。

(2) 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。また、歳入総額に対する純資産の比率を計算することにより、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

- ・ 歳入総額対資産比率＝資産合計÷歳入総額
- ・ 歳入総額対純資産比率＝純資産合計÷歳入総額

【 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
資産合計	118,406,804
純資産合計	76,951,302
歳入総額 (前年度からの繰越金6,088,751千円を含む)	47,299,198
歳入総額対資産比率	2.5年
歳入総額対純資産比率	1.6年

※説明

○歳入総額対資産比率の平均値は3.0年～7.0年の間

藤岡市は2.5年なので、平均値より低い。これは、残存価値のある有形固定資産が少ないことが要因である。

今後、歳入総額が減少しつつ歳入額対資産比率が増加して推移していく場合には注意が必要である。

(3) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産取得後、平均してどの程度老朽化が進んでいるかを把握することができます。

- ・ 資産老朽化比率 (%) = 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額) × 100

【 資産老朽化比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
減価償却累計額	64,331,511
有形固定資産合計	105,287,651
うち土地合計	42,526,457
資産老朽化比率	50.6%

※説明

○資産老朽化比率の平均値は35%～50%の間

藤岡市は50.6%なので、老朽化が進んでいると言える。

(4) 藤岡市民一人当たりの貸借対照表

貸借対照表を人口で除して藤岡市民一人当たりの金額を算出することにより、他の自治体との比較に活用できます。

平成23年度の藤岡市民一人当たりの貸借対照表は、次のとおりです。藤岡市民一人当たりの公共資産は1,536,643円であり、将来の資金流入をもたらす投資等、流動資産及び繰延勘定を含めると「資産」合計は1,725,645円となっています。一方、将来負担を表す藤岡市民一人当たりの「負債」は604,167円で、「資産」と「負債」の差額である藤岡市民一人当たりの「純資産」は1,121,478円となっています。

【 藤岡市民一人当たり貸借対照表 】

(基準日：平成24年3月31日)

(単位：円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
公共資産 計	1,536,643	固定負債 計	541,401
2 投資等		2 流動負債	
投資等 計	77,862	流動負債 計	62,766
		負債合計	604,167
3 流動資産		【純資産の部】	
流動資産 計	111,140	純資産合計	1,121,478
4 繰延勘定	0		
資産合計	1,725,645	負債・純資産合計	1,725,645

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人（平成24年3月31日現在）

※説明

○住民一人当たりの資産額の平均値は100万円～300万円の間
藤岡市は約173万円なので、標準的な資産額と言える。

○住民一人当たりの負債額の平均値は30万円～100万円の間
藤岡市は約60万円なので、標準的な負債額と言える。

（５）行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかかっているか、あるいは各行政分野においてハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分がなされているかを分析することができます。

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率（\%）} = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

【 行政コスト対公共資産比率 】

（単位：百万円）

	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	総務	その他	計
経常行政コスト計	2,017	2,750	19,665	4,691	1,182	2,546	2,062	34,913
公共資産計	52,202	21,563	2,305	17,252	5,881	5,162	923	105,288
行政コスト対公共 資産比率	3.9%	12.8%	853.1%	27.2%	20.1%	49.3%	223.4%	33.2%

藤岡市が保有する公共資産に対して、「経常行政コスト」全体で**33.2%**のコストをかけていることとなります。

行政目的別で見ると、「福祉」が853.1%で最も高い数値ですが、これは、福祉部門で所有する公共資産が少ないわりに、社会保障給付費や医療費等の移転支的コストがかかっていることによるものです。次いで「総務」の49.3%、「環境衛生」の27.2%、となっています。

※説明

○行政コスト対公共資産比率の平均値は10%～30%の間

藤岡市は33.2%なので平均値を超えている。公共資産に投入するコストの割合が多いと言える。

(6) 受益者負担比率

行政コスト計算書における「経常収益」は、サービスの受益者が直接的に負担する使用料などの金額であるため、「経常収益」の「経常行政コスト」に対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。

$$\text{・ 受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

【 受益者負担比率 】

(単位：千円)

経常収益	経常行政コスト	受益者負担比率
11,288,933	34,913,372	32.3%

藤岡市の平成23年度受益者負担比率は**32.3%**となっており、相当の部分が受益者負担などで賄われていることが分かります。

※説明

○受益者負担比率の平均値は2%～8%の間

藤岡市は32.3%なので平均値の範囲外となっているが、あくまで普通会計上の平均値である。

公営事業を含む会計がある場合は、事業にかかる収益（病院や水道事業にかかる受益者負担金）などが影響するため高くなる。

(7) 藤岡市民一人当たりの行政コスト

行政コスト計算書を人口で除して、藤岡市民一人当たりの行政コストや収益を算出することで、他の自治体との比較や1年間の行政サービスに要したコストを把握することができます。

その性質別の金額は次のとおりです。

【 藤岡市民一人当たりの行政コスト 】

〔 自平成23年4月 1日
至平成24年3月31日 〕

(単位：円)

【 経常行政コスト 】		総 額	(構成比率)
1	人にかかるコスト計	80,228	15.8%
2	物にかかるコスト計	109,524	21.5%
3	移転支出的なコスト計	303,745	59.7%
4	その他のコスト計	15,325	3.0%
経常行政コスト 合計 a		508,823	
【 経常収益 】		総 額	(構成比率)
経常収益 合計 b		164,523	
b / a		32.3%	
(差引) 純経常行政コスト a - b		344,299	

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人 (平成24年3月31日現在)

平成23年度藤岡市民一人当たりの経常行政コストの合計額は508,823円で、社会保障給付や特別会計(国保・介護など)への繰出金など「移転支出的なコスト」が303,745円と最も多く、次いで物件費や減価償却費など「物にかかるコスト」が109,524円となっています。また、「経常行政コスト」から「経常収益」を差し引いた藤岡市民一人当たりの「純経常行政コスト」は344,299円かかっています。

※説明

○住民一人当たりの純経常行政コストの平均値は20万円～50万円の間
藤岡市は約34万円なので、平均的なコストであると言える。

○連結財務諸表の分析（解説つき）

※説明の中に平均値〇%～〇%とあるが、これは普通会計決算における平均値であり、連結決算の平均値はまだ示されていない。したがって、平均値外となる数値もあるが、参考値として扱うこと。

（１）社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）で既に負担されたものと、今後の世代によって将来返済しなければならないものとの割合がわかります。

- ・社会資本形成の過去及び現世代負担比率（%）＝純資産合計÷公共資産合計×100
- ・社会資本形成の将来世代負担比率（%）＝地方債残高÷公共資産合計×100

【社会資本形成の世代間負担比率】

（単位：千円）

項 目	平成23年度
公共資産合計	117,929,432
純資産合計	86,277,385
地方債残高	47,763,817
社会資本形成の過去及び現世代負担比率	73.2%
社会資本形成の将来世代負担比率	40.5%

※説明

○社会資本形成の過去及び現世代負担比率の平均値は50%～90%の間

すでに市で受け入れた公共資産を整備するための国県補助金や地方税などの一般財源で構成されるものが純資産という。藤岡市はこの純資産を用いて公共資産整備を行ってきた割合が高いと解される。

○社会資本形成の将来世代負担比率の平均値は15%～40%の間

藤岡市は40.5%と高いため、過度な借金に依存した行政運営を行わないよう留意することが必要と解される。

(2) 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。また、歳入総額に対する純資産の比率を計算することにより、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

- ・ 歳入総額対資産比率＝資産合計÷歳入総額
- ・ 歳入総額対純資産比率＝純資産合計÷歳入総額

【 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
資産合計	141,164,087
純資産合計	86,277,385
歳入総額（繰越金及び経費負担割合変更差額を含む）	67,282,715
歳入総額対資産比率	2.1年
歳入総額対純資産比率	1.3年

※説明

○歳入総額対資産比率の平均値は3.0年～7.0年の間

藤岡市は2.1年なので、平均値より低い。これは、残存価値のある有形固定資産が少ないことが要因である。

今後、歳入総額が減少しつつ歳入額対資産比率が増加して推移していく場合には注意が必要である。

(3) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産取得後、平均してどの程度老朽化が進んでいるかを把握することができます。

- ・ 資産老朽化比率（％）＝減価償却累計額÷（有形固定資産－土地＋減価償却累計額）×100

【 資産老朽化比率 】

(単位：千円)

項 目	平成23年度
減価償却累計額	79,866,914
有形固定資産合計	117,776,325
うち土地合計	44,317,239
資産老朽化比率	52.1%

※説明

○資産老朽化比率の平均値は35%～50%の間

藤岡市は52.1%なので、資産の老朽化が進んでいると言える。

(4) 藤岡市民一人当たりの貸借対照表

貸借対照表を人口で除して藤岡市民一人当たりの金額を算出することにより、他の自治体との比較に活用できます。

平成23年度の藤岡市民一人当たりの貸借対照表は、次のとおりです。藤岡市民一人当たりの公共資産は1,718,687円であり、将来の資金流入をもたらす投資等、流動資産及び繰延勘定を含めると「資産」合計は2,057,306円となっています。一方、将来負担を表す藤岡市民一人当たりの「負債」は799,911円で、「資産」と「負債」の差額である藤岡市民一人当たりの「純資産」は1,257,395円となっています。

【 藤岡市民一人当たり貸借対照表 】

(基準日：平成24年3月31日)

(単位：円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
公共資産 計	1,718,687	固定負債 計	709,567
2 投資等		2 流動負債	
投資等 計	88,973	流動負債 計	90,344
		負債合計	799,911
3 流動資産		【純資産の部】	
流動資産 計	246,777	純資産合計	1,257,395
4 繰延勘定	2,869		
資産合計	2,057,306	負債・純資産合計	2,057,306

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人 (平成24年3月31日現在)

※説明

○住民一人当たりの資産額の平均値は100万円～300万円の間
藤岡市は約206万円なので、標準的と言える。

○住民一人当たりの負債額の平均値は30万円～100万円の間
藤岡市は約80万円なので、住民への負担がやや多いと言える。

（５）行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかかっているか、あるいは各行政分野においてハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分がなされているかを分析することができます。

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率（\%）} = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

【 行政コスト対公共資産比率 】

（単位：百万円）

	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	総務	その他	計
経常行政コスト計	2,040	2,762	25,544	12,708	1,187	3,158	2,309	49,708
公共資産計	52,204	21,746	2,313	28,794	5,881	5,561	1,277	117,776
行政コスト対公共 資産比率	3.9%	12.7%	1,104.4%	44.1%	20.2%	56.8%	180.8	42.2%

藤岡市が保有する公共資産に対して、「経常行政コスト」全体で**42.2%**のコストをかけていることとなります。

行政目的別で見ると、「福祉」が1,104.4%で最も高い数値ですが、これは、福祉部門で所有する公共資産が少ないわりに、社会保障給付費や医療費等の移転支的コストがかかっていることによるものです。次いで「総務」の56.8%、「環境衛生」の44.1%、となっています。

※説明

○行政コスト対公共資産比率の平均値は10%～30%の間

藤岡市は42.2%なので平均値を超えている。公共資産に投入するコストの割合が多いと言える。

(6) 受益者負担比率

行政コスト計算書における「経常収益」は、サービスの受益者が直接的に負担する使用料などの金額であるため、「経常収益」の「経常行政コスト」に対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。

$$\cdot \text{受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

【 受益者負担比率 】

(単位：千円)

経常収益	経常行政コスト	受益者負担比率
24,114,008	49,707,664	48.5%

藤岡市の平成23年度受益者負担比率は**48.5%**となっており、相当の部分が受益者負担以外の税金などで賄われていることが分かります。

※説明

○受益者負担比率の平均値は2%～8%の間

藤岡市は48.5%なので、平均値の範囲外となっているが、あくまで普通会計上の平均値である。

公営事業を含む会計がある場合は、事業にかかる収益（病院や水道事業にかかる受益者負担金）などが影響するため高くなる。

(7) 藤岡市民一人当たりの行政コスト

行政コスト計算書を人口で除して、藤岡市民一人当たりの行政コストや収益を算出することで、他の自治体との比較や1年間の行政サービスに要したコストを把握することができます。

その性質別の金額は次のとおりです。

【 藤岡市民一人当たりの行政コスト 】

〔 自平成23年4月 1日
至平成24年3月31日 〕

(単位：円)

【 経常行政コスト 】		総 額	(構成比率)
1	人にかかるコスト計	162,493	22.4%
2	物にかかるコスト計	179,008	24.7%
3	移転支出的なコスト計	358,774	49.5%
4	その他のコスト計	24,157	3.3%
経常行政コスト a		724,433	
【 経常収益 】		総 額	(構成比率)
経常収益 合計 b		351,434	
b / a		48.5%	
(差引) 純経常行政コスト a - b		372,998	

平成23年度末藤岡市の人口 68,616人 (平成24年3月31日現在)

平成23年度藤岡市民一人当たりの経常行政コストの合計額は724,433円で、社会保障給付や特別会計(国保・介護など)への繰出金など「移転支出的なコスト」が358,774円と最も多く、次いで物件費や減価償却費など「物にかかるコスト」が179,008円となっています。また、「経常行政コスト」から「経常収益」を差し引いた藤岡市民一人当たりの「純経常行政コスト」は372,998円かかっています。

※説明

○住民一人当たりの純経常行政コストの平均値は20万円～50万円の間
藤岡市は約37万円なので、平均的なコストであると言える。